

役務(業務委託)契約関係書式

1 入札・見積合せの時に必要な書類

- ① [委任状](#) (様式第 151 号)
- ② [入札書](#) (「入札」に参加する時) (様式第 152 号)
- ③ [見積書](#) (「見積」に参加する時) (様式第 153 号)
- ④ [入札辞退届](#) (見積辞退届) (様式第 154 号)

2 役務(業務)着手の時に必要な書類

- ① [役務\(業務\)着手届](#) (様式第 155 号)
- ② [主任技術者等指定通知及び経歴書、業務日程](#) (様式第 156 号)

※①～②の書類を綴じて割印(電子による提出の場合は割印不要)し、弊社の業務監督員へ提出してください。(2部提出)

3 役務完了の時

- ① [役務\(業務\)完了届](#) (様式第 157 号)

4 請書(50万円未満)

- ① [請書](#) (書面用・電子用) (様式第 158 号)

5 請求書

- ① [請求書](#) (様式第 159 号)

委任状

令和 年 月 日

一般財団法人 札幌下水道公社

理事長 様

(住所)

委任者 (社名)

(代表者名)

印

役務 (業務) 名

私は、上記役務 (業務) の入札及び見積に関する一切の件を下記代理人に委任します。

記

受任者 (氏名)

印

- ・ 代理人 (受任者) の印は、入札書 (見積書) に使用する印と同一の印を押印すること。
- ・ 委任状の訂正は、委任者の印鑑で行うこと。
- ・ この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

入 札 書

入札金額 金 円

役務(業務)名

上記の金額で【受託】したいので、仕様書、設計図書その他の書類、現場等を熟覧のうえ、一般財団法人札幌下水道公社契約規程を遵守し、入札します。

令和 年 月 日

一般財団法人 札幌下水道公社

理事長 様

入 札 者 住 所

社 名

代表者名 ⑩

入札代理人 氏 名 ⑩

- ・ 【 】内は、契約の種類等により適宜必要な読替えを行って使用すること。
- ・ 代理人が入札を行う場合の訂正は、代理人の印鑑で行うこと（金額の訂正はできない）。
- ・ 代理人が入札するときは、入札者の押印は必要ない。

見積書

見積金額 金 円

役務(業務)名

上記の金額で【受託】したいので、仕様書、設計図書その他の書類、現場等を熟覧のうえ、一般財団法人札幌下水道公社契約規程を遵守し、見積ります。

令和 年 月 日

一般財団法人 札幌下水道公社

理事長 様

見積者 住所

社名

代表者名

印

見積代理人 氏名

印

- ・ 【 】内は、契約の種類等により適宜必要な読替えを行って使用すること。
- ・ 代理人が見積を行う場合の訂正は、代理人の印鑑で行うこと（金額の訂正はできない）。
- ・ 代理人が見積を行うときは、見積者の押印は必要ない。

入 札 辞 退 届

令和 年 月 日

一般財団法人 札幌下水道公社

理事長 様

(住所)

(社名)

(代表者名)

印

入 札 日 時 令和 年 月 日 時 分

役務（業務）名

このたび、上記役務の指名を受けましたが、都合により入札を辞退いたします。

- ・ 提出部数 1部
- ・ 提出先 一般財団法人札幌下水道公社
- ・ 見積の場合は、“入札”とあるのを“見積”と書き換えること。
- ・ この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

課長	係長

役務（業務）着手届

令和 年 月 日

一般財団法人 札幌下水道公社

理事長 様

請負人（受託者）
(住所)
(社名)
(代表者名)

印

下記役務（業務）は、令和 年 月 日着手したのでお届けします。

記

1. 役務（業務）番号 () 第 号

2. 役務（業務）名

(一財)札幌下水道公社の受付印

業務着手を認める 業務主任 技術職員

印

令和 年 月 日

1. 主任技術者（主任監理者）指定通知及び経歴書

主任技術者（主任監理者）		氏 名	
住 所		生年月日	※昭和・平成 年 月 日
最終学歴	卒業年月	学 校 名	専 攻 科 目
	※昭和・平成・令和 年 月		
職 歴	※昭和・平成・令和 年 月	入社	
	※昭和・平成・令和 年 月	入社	
主要業務 経 歴	直前1年分		
	直前2年分		
技術資格	※昭和・平成・令和 年 月		取得No.
	※昭和・平成・令和 年 月		取得No.
備 考			
上記のとおり相違ありません。 令和 年 月 日 氏名 ㊟			

※印の項目については、該当するものを○で囲むこと。

2. 業務日程

履 行 期 間	着 手	令和	年	月	日
	完 了	令和	年	月	日

妥当と認める 業務主任 技術職員

㊟

役務(業務)完了届

令和 年 月 日

一般財団法人 札幌下水道公社

理事長 様

(住所)

請負人(受託者) (社名)

(代表者名)

(番号) () 第 号
役務(業務)名

印

上記役務(業務)は、令和 年 月 日完了したのでお届けします。

役務完了確認欄	検査実施欄	この役務の検査員に下記の者を命じ、検査を 月 日 時から実施する。
役務の完了を認める。 業務主任 技術職員		技術職員

印

印

課長	係長

役務完了検査報告書

令和 年 月 日

検査員
職・氏名 技術職員

印

業務主任
職・氏名 技術職員

印

上記役務の検査結果は、次のとおりであったので報告します。

検査結果	
------	--

課長	係長	係

印紙
貼付

請書

令和 年 月 日

一般財団法人 札幌下水道公社

理事長 様

住所

受託者

印

社名

名 称	
履行場所	
契約金額	金 円（うち消費税及び地方消費税の額 円）
契約期間	
支払条件	検査合格后、所定の手続きにより支払の請求をしたその日から起算して30日以内とする。

上記の役務については、下記事項のほか、一般財団法人札幌下水道公社契約規程及び関係法令に従い、誠実に履行いたします。

- 1 役務の履行において、受託者の責に帰すべき理由により委託者又は第三者に損害を与えた場合は、その一切の損害を賠償すること。
- 2 役務の履行完了後に委託者の検査を受けて合格しなければならないこと。
- 3 この契約に基づく権利義務を第三者に譲渡し、又は請け負わせないこと。
- 4 役務の履行は、仕様書、図面（別添）に基づき実施すること。また、この仕様書に定めのない事項については、委託者の指示に従うこと。
- 5 契約期間内に役務を完了することができないときは、その理由を明らかにして契約期間内に届出る。この場合、契約期間の延長により完了する見込みがあるときは、延長期間を明らかにして、委託者の承諾を受けて役務を完了させる。受託者の責に帰すべき理由により、契約期間内に役務を完了することができないとき、委託者は、損害金として、契約金額につき、遅延日数（検査期間除く）に応じ、契約締結の日において適用される政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件（昭和24年12月大蔵省告示第991号）において定める割合で計算した額（100円未満切捨て）の支払いを請求できること。
- 6 次の各号の一に該当するときは、この契約が解除されても異議がないこと。
 - (1) 受託者の責に帰すべき理由により、契約期間内に役務を完了する見込みがないとき。
 - (2) 正当な理由がないのに役務に着手すべき時期が過ぎても、着手しないとき。
 - (3) その他法令等に違反する等、受託者として不適当と認められるとき。
- 7 前項の規定により契約を解除されたときは、契約金額の100分の10に相当する賠償金を支払うこと。
- 8 この契約に定めがない事項及び疑義が生じた事項については、委託者と協議のうえ定めること。

注）印紙については、契約の種別ごとに課税対象であるか否かを確認すること。

請 書

令和 年 月 日

一般財団法人 札幌下水道公社

理事長 様

住所

受託者 社名

担当者

連絡先

名 称	
履行場所	
契約金額	金 円（うち消費税及び地方消費税の額 円）
契約期間	
支払条件	検査合格后、所定の手続きにより支払の請求をしたその日から起算して30日以内とする。

上記の役務については、下記事項のほか、一般財団法人札幌下水道公社契約規程及び関係法令に従い、誠実に履行いたします。

- 役務の履行において、受託者の責に帰すべき理由により委託者又は第三者に損害を与えた場合は、その一切の損害を賠償すること。
- 役務の履行完了後に委託者の検査を受けて合格しなければならないこと。
- この契約に基づく権利義務を第三者に譲渡し、又は請け負わせないこと。
- 役務の履行は、仕様書、図面（別添）に基づき実施すること。また、この仕様書に定めのない事項については、委託者の指示に従うこと。
- 契約期間内に役務を完了することができないときは、その理由を明らかにして契約期間内に届出る。この場合、契約期間の延長により完了する見込みがあるときは、延長期間を明らかにして、委託者の承諾を受けて役務を完了させる。受託者の責に帰すべき理由により、契約期間内に役務を完了することができないとき、委託者は、損害金として、契約金額につき、遅延日数（検査期間除く）に応じ、契約締結の日において適用される政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件（昭和24年12月大蔵省告示第991号）において定める割合で計算した額（100円未満切捨て）の支払いを請求できること。
- 次の各号の一に該当するときは、この契約が解除されても異議がないこと。
 - 受託者の責に帰すべき理由により、契約期間内に役務を完了する見込みがないとき。
 - 正当な理由がないのに役務に着手すべき時期が過ぎても、着手しないとき。
 - その他法令等に違反する等、受託者として不適当と認められるとき。
- 前項の規定により契約を解除されたときは、契約金額の100分の10に相当する賠償金を支払うこと。
- この契約に定めがない事項及び疑義が生じた事項については、委託者と協議のうえ定めること。

請 求 書

(あて先) 一般財団法人 札幌下水道公社

理事長 様

下記のとおり請求します。

記

日付	名称・摘要	数量	単価(税込)	金額(税込)

10%対象税込計 (内税)	円	(内消費税 円)
---------------	---	----------

請求年月日 合計請求金額 円

登録番号	請求印
郵便番号	
住所	
社名	
代表者名	
電話番号	

下記の口座に振り込んでください。

振込先金融機関

預金種目

口座番号

銀行 本店
信金 支店

1 普通
2 当座

口座名 (カタカナ)
